

能登町教育委員会告示第13号

能登町教育、スポーツ及び文化大会等出場支援補助金交付要綱（平成23年能登町教委告示第4号）の一部を次のように改正する。

令和5年10月3日

能登町教育委員会

次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

改正案			現行		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
(略)			(略)		
交 通 費	選手等が開催地までの往復（学校所在地又は地域クラブの拠点地から大会開催地までの交通運賃）に要した交通費用 ※開催地域内において公共交通機関を利用した場合の移動費用は含まない。 【バス等借上料、高速代、燃料費等】	中学校の部活動及び当該部活動の地域移行に伴う地域クラブ活動に伴う大会  補助対象経費の全額  上記以外の大会  補助対象経費の1/3	交 通 費	選手等が開催地までの往復（学校所在地から大会開催地までの交通運賃）に要した交通費用 ※開催地域内において公共交通機関を利用した場合の移動費用は含まない。 【バス等借上料、高速代、燃料費等】	中学校の部活動に伴う大会  補助対象経費の全額  上記以外の大会  補助対象経費の1/3
(略)			(略)		
<p>附 則</p> <p>この告示は、公表の日から施行し、令和5年10月1日から適用する。</p>					